

大和市告示第152号

大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（不足額給付金）事業実施要綱を次のように定める。

令和7年7月18日

大和市長 古谷田 力

大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（不足額給付金）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響等を踏まえて本市が実施する大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（不足額給付金）事業に関し、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不足額給付金 この要綱の規定により支給する大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（不足額給付金）をいう。
- (2) 支援給付金 大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱（令和5年大和市告示第131号）第2条第1号に掲げる給付金、大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和7年大和市告示第9号）による改正前の大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱（以下「令和6年度支援給付金事業実施要綱」という。）に基づく令和6年度支援給付金事業実施要綱第2条第1号に掲げる給付金及び大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和6年大和市告示第126号）による改正前の大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱に基づく同要綱第2条第1号に掲げる給付金をいう。
- (3) 当初調整給付金 失効前の大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）事業実施要綱（令和6年大和市告示第127号）第2条に規定する調整給付金をいう。

（補助の対象者）

第3条 不足額給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、令和7年1月1日時点で本市に住所を有するもの（本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県民税所得割又は市民税所得割（以

下「個人住民税所得割」という。)を本市が徴収する者を含む。次条において同じ。)とする。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第5号に掲げる非居住者、令和6年分の所得税に係る合計所得金額又は令和6年度分の個人住民税所得割に係る合計所得金額が18,050,000円を超える者及び令和6年度支援給付金事業実施要綱第2条第1号に掲げる給付金の支給を受けた者で、修正申告等により令和6年度支援給付金事業実施要綱第4条第1号に規定する非課税世帯又は第2号に規定する均等割のみ課税世帯に該当しなくなったにもかかわらず、当該給付金の返還を行わないものを除く。

(1) ア及びイに掲げる額を合計した額(10,000円未満の端数があるときは、これを切り上げる。次条において同じ。)がウに掲げる額を上回る者

ア 30,000円に、令和6年12月31日(その者が令和6年中に死亡又は出国(所得税法第2条第1項第42号に掲げる出国をいう。以下この号において同じ。)をした場合は、死亡又は出国をした日とする。以下この号において同じ。)時点のその者の同一生計配偶者(同項第33号に掲げる同一生計配偶者をいう。以下同じ。)又は扶養親族(同項第34号に掲げる扶養親族をいう。以下同じ。)である者(いずれも国外に居住する者を除く。以下同じ。)の数(ただし、その者の同一生計配偶者又は扶養親族である者が、令和6年中(令和6年12月31日を除く。)に死亡した場合は、当該死亡した同一生計配偶者又は扶養親族である者の数を加えた数)に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。)を差し引いた額

イ 10,000円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額(地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。)を差し引いた額

ウ 当初調整給付金の額(当初調整給付金の辞退等をした者にあつては当初調整給付金の辞退等をしていなければ支給していた額をいい、当初調整給付金の支給対象外であつた者にあつては零とする。)

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分の個人住民税(地方税法第24条第1項第1号に掲げる者に対して課される都道府県民税及び同法第294条第1項第1号に掲げる者に対して課される市町村民税をいう。以下同じ。)に係る合計所得金額が480,000円を超える者(当初調整給付金の支給対象者(当該支給対象者の控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含

む。)及び支援給付金の支給対象者(当該支給対象者の者が世帯主である世帯に属する者を含む。)を除く。次号において同じ。)

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項に規定する青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項に規定する事業専従者である者

(4) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(令和5年11月29日付け府地創第327号内閣府事務次官通知「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱について」別添)別紙1(9)及び(10)に規定する地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合に該当する者

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書に記載する控除外額及び源泉徴収時所得税減税控除済額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分の個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

(不足額給付金の額等)

第4条 前条第1項第1号に該当する支給対象者に対して支給する不足額給付金の額は、同号ア及びイに掲げる額を合計した額から同号ウに掲げる額を差し引いた額とする。この場合において、令和6年分所得税に係る合計所得金額が18,050,000円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が18,050,000円を超える場合又は令和6年1月2日以後に国外から本市に転入し、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者は同号イを、それぞれ零とする。

2 前条第1項第2号又は第3号に該当する支給対象者に対して支給する不足額給付金の額は、40,000円とする。ただし、令和6年1月2日以後に国外から本市に転入し令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者については、30,000円とする。

3 前条第1項第4号に該当する支給対象者に対して支給する不足額給付金の額は、40,000円から、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた当初調整給付金の額並びに第1項の規定により支給される不足額給付金の額を差し引いた額(10,000円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、並びに同項第2号及び第3号に掲げる者に該当するかどうかを判定し、不足額給付金の額の算定等の事務処理を進める日(以

下「事務処理基準日」という。)は、令和7年6月2日とする。

5 事務処理基準日以後に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、第1項及び第2項に定める不足額給付金の額に反映しないものとする。

6 不足額給付金の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

(不足額給付金の受給拒否の手続等)

第5条 市長は、支給対象者のうち、支援給付金又は当初調整給付金の振込みに利用した当該支給対象者の金融機関の口座情報を本市が保有しているものに、不足額給付金を受給することができる旨の通知書及び大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(不足額給付金)受取拒否の届出書を送付するものとする。この場合において、不足額給付金の支給を希望しない者は、市長が別に定める日までに届出書を市長に提出するものとする。

(申請等を要しない支給対象者への不足額給付金の支給決定等)

第6条 市長は、前条後段に規定する提出期限を経過したときは、速やかに同条後段の規定による届出をしなかった者(次項において「申請等を要しない支給対象者」という。)に対し不足額給付金の支給を決定し、大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(不足額給付金)支給決定通知書により通知するとともに、不足額給付金を支給するものとする。

2 前項の規定により支給する不足額給付金は、当該申請等を要しない支給対象者に対して前条に規定する支給対象者の振込口座へ振り込むものとする。ただし、申請等を要しない支給対象者が別の口座への振込みを希望する場合は、市長が別に定める期限までに大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(不足額給付金)支給口座登録に係る届出書を市長に提出するものとする。

(申請等を要する不足額給付金に係る支給申請等)

第7条 市長は、支給対象者(第5条前段の規定による通知書の送付を受けた者を除く。)に、次の表の左欄に掲げる支給対象者の区分に応じ、同表の中欄に定める提出書類を送付するものとする。この場合において、不足額給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、同表の左欄に掲げる支給対象者の区分に応じ、同表の中欄に定める提出書類に同表の右欄に定める添付書類を添えて令和7年10月31日(ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、別に定める日)までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付書類により証明すべき事項を現有公簿等により確認することができる場合は、当該添付書類の提出を省略させることができる。

支給対象者の区分	提出書類	添付書類
(1) 第3条第1項第1号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。）	大和市電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金（不足額給付金）支給確認書	振込先金融機関の口座の通帳等の写し
(2) 第3条第1項第1号に掲げる者（令和6年1月2日以後に本市に転入した者に限る。）	大和市電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金（不足額給付金）申請書Ⅰ	振込先金融機関の口座の通帳等の写し、当初調整給付支給決定通知書の写し等
(3) 第3条第1項第2号から第4号までに掲げる者	大和市電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金（不足額給付金）申請書Ⅱ	振込先金融機関の口座の通帳等の写し、令和6年分確定申告書の写し等

2 前項の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

（申請等を要する不足額給付金の支給決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による同条第1項の表の中欄に定める提出書類の提出（以下「申請等」という。）があった場合は、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（不足額給付金）支給決定通知書により通知するとともに、不足額給付金を支給し、支給しないときは大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（不足額給付金）不支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（支給等に関する周知）

第9条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請等の方法及び期限その他事業概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

（申請等が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請等を行うことができる者から第7条に規定する提出期限まで申請等が行われなかったときは、その者が不足額給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条又は第8条の規定による支給決定を行った後、手続の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、正確な振込先口座の届出又は第4条第6項ただし書の

規定による現金支給の申出が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により不足額給付金を支給できなかったときは、当該支給対象者が不足額給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 不足額給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第12条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条又は第8条の規定により支給された不足額給付金の返還については、なお従前の例による。

別表（第 1 2 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 （不足額給付金）受取拒否の届出書	第 5 条
第 2 号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 （不足額給付金）支給決定通知書	第 6 条及び第 8 条
第 3 号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 （不足額給付金）支給口座登録に係る届出書	第 6 条
第 4 号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 （不足額給付金）支給確認書	第 7 条
第 5 号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 （不足額給付金）申請書 I	第 7 条
第 6 号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 （不足額給付金）申請書 II	第 7 条
第 7 号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 （不足額給付金）不支給決定通知書	第 8 条